



あなたの犬・ねこが 近所から好かれるために



誰もが、犬・ねこが好きとはかぎりません。ルールを守らない犬・ねこの飼い方は誰もが不快です。みんなから、理解の得られるよう、飼い主は責任と自覚をもって犬・ねこを飼いましょう。飼い主のモラルが問われています。近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

『ふん』の処理は飼い主の責任です！

- ・散歩中は「ふん」を片付ける道具を携帯し、必ず「ふん」を片付け自宅で処理してください。道路や公園など、公共の場所を汚さないようにしましょう。
- ・ねこは専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。

放し飼いはやめましょう！

- ・放し飼いをすると人にかみついたり、物を壊してしまったり、みんなの迷惑となります。また、犬にとっても、交通事故にあうなど危険がいっぱいです。絶対にやめましょう。
 - ・家の中やサークルで飼っている犬でも、カミナリや花火など大きな音がしたとき、おどろいて外に飛び出すことがありますので注意しましょう。
 - ・散歩の時も、リード（引き綱）を付けましょう。
 - ・ねこは、ご近所へのふん尿等の被害防止又は交通事故や感染症の危険から守るため、屋内飼育に努めましょう。
- 『鳴き声』、『におい』、『こう傷事故』に注意しましょう！
- ・鳴き声が近所の迷惑にならないよう、しつけをしましょう。
 - ・飼っている場所、その周辺を常に清潔にすることを心がけましょう。
 - ・飼い犬が人に危害（人にかみつく等）を加えた場合は、届出が必要です。

【すべての方へ】

犬・ねこにエサだけ与えることはやめましょう！

- ・飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

【その他】

- ・最近、犬・ねこだけでなく、飼っている鳥（ハト等）に関する相談も寄せられています。犬・ねこ以外のペットについても、飼い主は責任と自覚をもち、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

ポイ捨てをしないで！

市では、「下野市環境美化条例」により、空き缶やタバコのポイ捨てを禁止しています。ポイ捨ては不法投棄であり、立派な犯罪です。また、歩きタバコやタバコのポイ捨ては、火傷や火災の原因となる非常に危険な行為です。ごみは責任をもってゴミ箱に捨て、タバコは指定された場所で吸いましょう。みんなが安心して暮らせるまちづくりにご協力ください。

《参考》 下野市環境美化条例（抜粋）

第8条 市民等は、空き缶等をみだりに投げ捨ててはならない。

第12条2項 市民等は、歩行中の喫煙を行わないよう努めるとともに、たばこの吸い殻を吸い殻入れ等に収容しなければならない。

空き地を 管理していますか？

雑草が伸びることにより虫が発生したり、見通しが悪くなるなど近隣住民の方に迷惑をかけている空き地があります。この暑い時期は、雑草が伸びるのも早く、「空き地の雑草が伸びて困っている」、「草が伸びて虫が発生している」などの苦情が多く寄せられます。

空き地を所有している方は、近隣住民の方々の安全で安心な暮らしのために定期的な除草や清掃などを行い、適正に管理するようお願いいたします。

「とちぎ発」ストップ温暖化アクション参加者募集！ ～みんなで温暖化をストップ～

ご家庭や学校、事業所で省エネ活動を実践して、地球温暖化を防止しましょう！参加者にはさまざまな特典があります。

●取組期間（参加対象者）

次の2つのアクションがあります。

① アクション1 7～9月の間の1日間

（参加対象者：家庭、学校、事業所）

② アクション2 7～9月の間の1か月間（家庭）

7～10月の間の1か月間（学校、事業所）

●申し込み・問い合わせ先

小山環境管理事務所 ☎ 0285 - 22 - 4309 / FAX 0285 - 26 - 2000